

健診料金補助制度のご案内

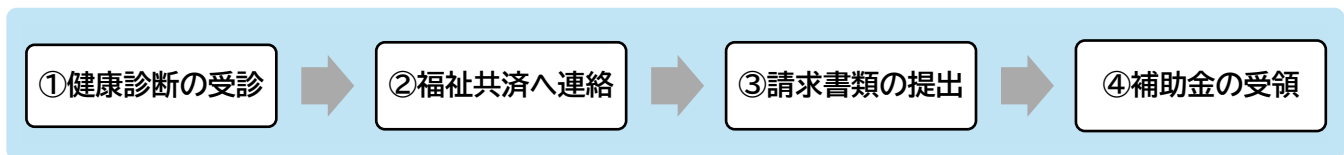
健診料金補助制度は、神奈川県福祉共済協同組合(以下「福祉共済」)の共済制度ご加入者が健康診断等を受診した場合、その受診費用の一部を補助する制度です。

補助金額

加入者1名につき、2,000円／年1回

ただし、自己負担額が2,000円未満の場合は、その実負担額を上限とします。

ご請求の流れ



① 健康診断の受診

医療機関で健康診断等を受診してください。

ご請求には医療機関が発行した領収書(インボイス制度対応)の写しが必要となりますので、必ず保管をお願いいたします。

- ※ 定期健康診断、人間ドック、特定健診、がん検診等すべての健康診断が対象となり、保険診療で受診された検査等は対象外となります。
- ※ 原則、神奈川県内の医療機関での受診をお願いします。 [推奨医療機関はこちら>>](#)

② 福祉共済へ連絡

受診後、福祉共済へご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りいたします。

☎ 045-228-0774 (平日9:00~17:00)

③ 請求書類の提出

請求書類に医療機関発行の領収書(インボイス制度対応)の写しを添え、福祉共済までお送りください。
受診後はお早めにご請求のお手続きをお願いします。

④ 補助金の受領

ご請求内容の確認が終わりましたら、共済ご契約者様の銀行口座にお振込みいたしますので、ご確認をお願いいたします。

【スケジュール】 毎月10日までの受付分は、同月20日にお振込み(休日の場合は翌営業日)

【振込名義】 カガワケンフクシキョウサイヨウトウウミアイ

ご加入の共済制度によっては本制度を利用できない場合があります。詳細はお問合せください。